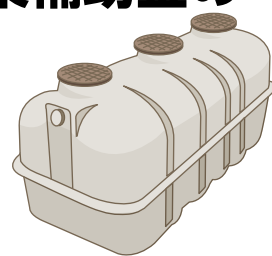


合併処理浄化槽設置 整備事業補助金のご案内



市では、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、その設置費用の一部を補助します。

◆対象者

- 次のすべての条件を満たす方
- ①住宅（借家・販売目的の住宅等を除く）の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換設置する方（新築・建替を除く）
 - ②市税の滞納がない方
 - ③設置工事が完了し、令和3年3月15日までに実績報告書を提出できる方

※すでに対象設備を設置した方、工事中の方は補助の対象になりません。

◆対象地域

公共下水道事業計画認可区域と農業集落排水事業採択区域を除く区域

◆補助金の上限額

区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
単独処理浄化槽からの転換	612,000円	694,000円	828,000円
くみ取り便槽からの転換	532,000円	614,000円	748,000円

詳しくは、環境保全課ウェブページをご覧ください。



お問い合わせは、
環境保全課（6階）

☎201504、FAX201604へ。

住宅用省エネルギー設備等促進 事業補助金をご活用ください

市では、エネルギーの利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置する方に、設置費用の一部を補助します。

補助対象設備・上限額

- 太陽光発電システムⅡ1キロワットあたり2万円（上限9万円。千円未満切捨て）
- 家庭用燃料電池システム（エネファーム）Ⅱ15万円
- 定置用リチウムイオン蓄電システムⅡ10万円
- 太陽熱利用システムⅡ5万円

対象者

- 次のすべての条件を満たす方
- ①自ら居住しているか、新たに居住しようとする市内の住宅に対象設備を設置しようとする方、または対象設備が設置されている新築住宅を購入し、自ら居住しようとする方

※すでに対象設備を設置した方、工事中の方は、補助の対象になりません。

※太陽光発電システムは、既存住宅に、HEMSまたは蓄電池を設置する方に限りません。

- ②市税の滞納がない方
- ③対象設備の設置工事または建売住宅等の引き渡し完了し、令和3年3月10日までに実績報告書を提出できる方
- ④実績報告書提出日までに該当する住宅に居住し、本市に住民登録を完了している方

※この補助制度は、対象となる設備ごとに1回申請することができません。過去にこの補助金を利用した方も、異なる設備を設置する場合

は再度補助を受けることができます。

申請方法

環境保全課窓口まで申請書類を持参してください。申請書類は環境保全課ウェブページからダウンロード可。

申請期限

予算額に達するまで（申込順）

詳しくは、環境保全課ウェブページをご覧ください。



お問い合わせは、
環境保全課（6階）

☎201504、FAX201604へ。

